

先に水質問題に関して私の意見をお送り致しましたが、後から見直してみると論点が不十分なので、あらためて提言致します。

1) 環境水質基準

“釈迦に説法”ですが、ここで環境水質基準がどのように規定されているか“オサライ”しておきます。

①人の健康の保護に関する「環境基準項目」および「要監視項目」：全公共用水域に適用

※この項目はあくまでも“人の健康の保護”のみを前提としていて、生き物を配慮していないので、魚がその体内で4000倍に濃縮するといわれるCNP（農薬）も、濃縮した魚を食べた人は（間接的にCNPを摂取したのだから）運が悪かったのであって、結果として発癌リスクが高まるかもしれないと識者から指摘されている。

②生活環境の保全に関する環境基準

②-1 河川：六つの類型別にPH、BOD、SS、DO、大腸菌群数が規定されている。

②-2 湖沼：四つの類型別に河川と同じ項目がある。それとは別に五つの類型別に全窒素全磷の項目が規定されている。

なお海域は割愛する。

2) 環境水質基準の問題点

先に指摘した通り環境水質基準には生物毒性は全く配慮されていません。しかも各種の排水水質基準は、この環境水質基準に連動して設定されることがあるので、不満足な内容となります。三川合流から下流の淀川には（類型=B）浄水場が多数ありますが、原水の水質はPH、BOD、SS、DO、大腸菌群数とわずか5項目しか規定されていないことになります。他方浄水場では水道水質基準をクリアするため過マンガン酸カリウム消費量（これは乖離してはいますが、ある程度BODで判断可能）、マンガン、（カビ臭の原因となる）2-メチルイソボルネオールやジェオスミン、アンモニア性窒素などの除去に苦慮しています。この実態を考慮すると（仮称）水道水源の水質保全法を制定するか、環境水質基準の類型とその基準を全面的に見直す必要があるのでないでしょうか。

またいわば“人造湖”であるダムは（湖沼に準じて水質を“測定”したり、深層ばっき施設などで水質改善にトライしている例もありますが）正式には全窒素も全磷も、或いはBODなども規定されてないようです。特にカビ臭の原因物質を生成するアオコは富栄養化が原因とされているのですから、ダムについても明確に規定すべきではないでしょうか。さらにダムの“製造者責任”で水質保全を義務づける必要があるのでないでしょうか。

3) 管理責任

各種の排水基準にも問題点が多いが、最大の問題は誰が環境水質基準を守る責任があるのか曖昧なことではないでしょうか。特に淀川のBOD負荷の約70%は生活排水のことなので、河川管理者としても、これを放置しておくべきではないと考えます。

特に下水道未整備地区で、単独浄化槽を利用している場合は（トイレ汚水よりもBOD負荷の高い）台所排水を含む雑排水が未処理のまま放流されており、トイレ汚水を“浄化”している単独浄化槽の放流水質はBOD90mg/Lとよくないのだから、関係市町村の環境担当部門や下水道担当部門に「淀川に放流する排水の水質」の改善計画の策定を申し入れるべきだと考えます。（下水道未整備地区の非水洗住宅は、屎尿を別途屎尿処理場で浄化しているので、単独浄化槽利用住宅よりは“マシ”と言えるものの雑排水は垂れ流しながら50歩100歩と言えましょう。）下水道の100%普及まで手をこまねいて待つことは出来ません。

なお淀川に放流している下水処理場の水質を河川管理者としても定期的に測定すべきだし、最近汚濁が進みNH₄-N汚濁の主因とみられる木津川流域にもメスを入れる必要があるのでないかと考えます。鵜殿の高水敷の切り下げと、水位変動操作によるヨシ原の冠水も水質浄化に寄与してくれると考えます。